

# 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年4月1日

条例第27号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示、訂正、利用停止の請求
  - 第1節 開示請求（第13条—第23条）
  - 第2節 訂正請求（第24条—第28条の2）
  - 第3節 利用停止請求（第29条—第33条）
- 第4章 個人情報の取扱いの是正の申出（第34条）
- 第5章 審査請求等（第34条の2—第37条）
- 第6章 雑則（第38条—第44条）
- 第7章 罰則（第45条—第49条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）  
第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 実施機関が定める機関において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの
- (7) 本人 個人情報によって識別され得る特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護について事業者及び住民の意識の啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の内容
- (6) 個人情報の対象者
- (7) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を遅滞なく京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 広域連合長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集

しなければならない。

3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉、その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関、国又は地方公共団体から収集する場合で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することについて相当の理由があり、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報並びに身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認めるとき。

5 実施機関は、第3項第8号の規定により個人情報を収集しようとするとき又は前項第2号の規定により個人情報を収集しようとするとき（広域連合長が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期

高齢者医療の事務を処理するために必要な範囲内で収集するときを除く。) は、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、第1項第5号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、特定個人情報を当該実施機関内で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的を超えて特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第8条の3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(オンライン結合の制限)

第9条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線その他の方法により結合することをいう。）により、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けようとするときは、個人の権利利益を不当に侵害することがないように努め、法令に基づく場合を除き、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から前項に規定する事務の委託を受けたものは、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に規定する事務の委託を受けたもの及び当該事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適用の除外)

第12条 この章の規定は、議会の議員が議会の構成員として行う個人情報の収集、利用及び提供並びに個人情報取扱事務については、適用しない。ただし、議長の職務に係るものについては、この限りではない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正、利用停止の請求

#### 第1節 開示請求

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項並びに第15条第2号及び第9号において「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人が反対の意思を表示したとき。
- (2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者

に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令の定めるところにより、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第21条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 法人等（国、地方公共団体その他これらに類する団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の個人が事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(4) 法人等又は開示請求者以外の個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。



- ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- (5) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (6) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 広域連合等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又

は特定の者に不当利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの  
(8) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、  
犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす  
おそれがある情報

(9) 第13条第2項の規定による代理人から開示請求がなされた場合であっ  
て、開示することにより、当該本人の利益に反することとなると認められ  
る情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている  
場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くこと  
ができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しな  
ければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否  
かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当  
該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示すると  
きは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、  
その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規  
定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有してい  
ないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定（以下「非開示決  
定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなけれ  
ばならない。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は  
非開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなけ  
ればならない。この場合において、将来、当該個人情報の全部又は一部を開

示することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び開示することができる時期を併せて示さなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該開示請求書が提出された日から起算して60日（第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数。次条第1項において同じ。）を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、当該開示請求書の提出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項の期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合及び開示請求者以外のもの（以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定め

る事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第15条第2号ただし書、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施等）

第22条 実施機関は、第18条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、遅滞なく、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準じる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 第14条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

（費用の負担）

第23条 この条例の規定により個人情報記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

#### 第2節 訂正請求

(訂正の請求)

第24条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手續)

第25条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行ったうえで、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、前2項に規定する書面に

より、その理由を示さなければならない。

(訂正決定等の期限)

第27条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求書が提出された日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第25条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(個人情報提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の提供先にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

### 第3節 利用停止請求

(個人情報の利用停止の請求)

第29条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる。

(1) 第7条第1項、第2項、第3項若しくは第4項又は番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき 当該個人情報の消去

(2) 第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して利用

され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止

(3) 第8条第1項若しくは第2項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。

（利用停止請求の手続）

第30条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求に対する決定等）

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の利用停止を行ったうえで、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第32条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内にしなければならない。

らない。ただし、第30条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(利用停止決定等の期限の特例)

第33条 実施機関は、利用停止決定等の特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

#### 第4章 個人情報の取扱いの是正の申出

(是正の申出)

第34条 何人も、実施機関が自己の個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、実施機関に対して、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）を行うことができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容並びに是正を求める内容及び理由

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行ったうえ、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を書面により当該是正の申出をした者に通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による通知を行ったときは、是正の申出の内容及び実施機関が行った処理について審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、是正の申出の処理について意見を述べるができる。



5 第13条第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定は、是正の申出について準用する。

#### 第5章 審査請求等

(審理員に関する規定の適用除外)

第34条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。
- (2) 裁決で、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決で、訂正決定等又は訂正請求に係る不作為に係る審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合。
- (4) 裁決で、利用停止決定等又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合。

2 審査会は、第1項の規定による諮問を受けたときは、速やかに調査し、及び審議するように努めなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第36条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4号に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第37条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第6章 雑則

（苦情の処理）

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（広域連合長の助言）

第39条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

（事業者に対する個人情報の保護施策）

第40条 広域連合長は、事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第41条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体

の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第42条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第43条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報

(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報

(5) 広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報

2 法令（京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を除く。）に次に掲げる事項に関する規定があるときは、その定めるところによる。

(1) 個人情報（特定個人情報を除く。次号において同じ。）が記録されている物の閲覧又は縦覧

(2) 個人情報が記録されている物又はその謄本、抄本その他の写しの交付

(3) 個人情報の訂正

(4) 個人情報の利用停止

3 第6条、第7条第5項、第8条第3項、第9条、第3章、第4章並びに第5章の規定は、広域連合の職員の人事、給与、服務、福利厚生、その他これらに準じる事項に関する個人情報については、適用しない。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

#### 第7章 罰則

第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書を行い、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 前3条の規定は、広域連合の区域以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第49条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間における第7条第5項の規定の適用については、同項中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律」とする。

附 則（平成21年2月16日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 31 日条例第 6 号）

（施行期日）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 2 条第 3 項及び第 21 条の改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条の規定（第 2 条第 3 項及び第 21 条の改正規定を除く。） 平成 27 年 10 月 5 日
- (3) 第 2 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成 28 年 2 月 15 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 第 5 条の規定による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 5 章の規定の適用については、実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 2 月 10 日条例第 2 号）

この条例中第 2 条第 5 号の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から、第 28 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。